

その63 自分で行う相続登記

昨年4月から『相続登記の義務化』が法律として施行されるようになり、このことで終活相談に訪れる人も増えてきました。

相続登記申請に至るまでには、まず法定相続人の間で「遺産分割協議」を行わなければなりません。相続人が一人の場合や、配偶者と子どものみなどのシンプルなケース、日頃から良好な関係であれば特に問題なく協議できることと思いますが、中でも、何代も前から相続登記手続きが行われておらず、数次相続（※複数の相続が近接して立て続けに起こること）が発生している場合や、代襲相続（※被相続人の子どもが死亡している場合、その子どもが代わりに相続すること）により相続人が増えている場合、親族間での争いのために協議が進まないといった場合は時間がかかり、3年以内での相続登記が難しくなります。

このように権利関係が複雑である場合は、早目に専門家に依頼することをお勧めします。

しかし、前者のように相続関係がシンプルで良好な場合は、ご自分でも問題なく相続登記ができると考えられます。

ある程度の手間と時間はかかるものの、手順に沿って進めれば難しいものではなく、専門家に依頼するよりも費用は抑えられます。

相続登記の手順は、大きく4つに分かれます。①最寄りの法務局で、相続物件の登記事項証明書を取得する。②被相続人の戸籍謄本を取り寄せる。③相続人の戸籍謄本や住民票を取り寄せる。④遺産分割協議書、登記申請書、相続関係説明図を作成する。

自分で相続登記を行うことは、一見ハードルが高いように思われますが、終活の一つとして考え、じっくり取り組んでみるのもよいですね。

その64 独りよがりにならないために

近年「お墓を引き継ぐ者がいない」「子どもたちが遠方に住んでいる」などの理由で、墓じまいをする人が増えています。また、従来通り墓地でお墓を建てて弔うというスタイルではなく、樹木葬や納骨堂での遺骨安置などの跡継ぎのいない供養を選ぶ人もいます。

そんな中「散骨」という埋葬方法を希望する人もあり、暗いお墓の中に入れられるよりは、開放的な自然の中で自由になりたいという考え方もあるようです。

しかし「散骨」は意外と手間のかかる上に、注意しなければならない点も多いのです。

まず散骨する際、遺骨を2ミリ以下の粉末にする必要があるのですが、これを個人で行うのは大変な労力があるので、専門業者に依頼することになります。

また、散骨を行う場所ですが、当然、公共の土地や自分の土地ではない場所に撒くわけにはいかないもので、これも多くの場合、専門業者に依頼して海上や許可されている場所で行うことになります。たとえ自分の土地であっても、散骨した後に少しでも土をかぶせたりすると「墓地、埋葬等に関する法律」に抵触する可能性もありますので注意が必要です。

終活することが身近になり、自分の最期を自分で自由に希望することができるようになった今、葬儀や供養の方法を事前に決めておく人も増えてきました。しかし、それらは当然自分で行うわけにはいかず、家族や身近な人に頼まざるを得ません。

自分の希望する事が独りよがりにならないように、生前からの十分な話し合いをしてみてください。